

目 次

規 則

- ・津市建築基準法施行取扱規則の一部を改正する規則

告 示

- ・撤去自転車の保管
- ・津市下水道排水設備指定工事店の指定及び取消し
- ・撤去自転車の保管
- ・撤去自転車の保管
- ・地縁による団体の告示事項の変更
- ・公示送達
- ・公示送達
- ・撤去自転車の保管
- ・撤去自転車の保管
- ・住民票の職権消除
- ・撤去自転車の保管
- ・津市議会定例会の招集
- ・公示送達
- ・公示送達
- ・撤去自転車の保管
- ・撤去自転車の保管

公 告

- ・犬の抑留
- ・犬の抑留
- ・津市久居野村地区区画整理事業に係る縦覧
- ・犬の抑留
- ・犬の抑留
- ・犬の抑留
- ・犬の抑留

教委告示

- ・教育委員会の招集

選管告示

- ・白山町土地改良区総代会総代選挙における当選人
- ・白山町土地改良区総代会総代選挙における当選証書の付与

水道告示

- ・津市水道局指定給水装置工事事業者の指定
- ・津市水道局指定給水装置工事事業者の事業の廃止
- ・津市水道局指定給水装置工事事業者の事業の休止

津市建築基準法施行取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年8月21日

津市長 松田直久

津市規則第262号

津市建築基準法施行取扱規則の一部を改正する規則

津市建築基準法施行取扱規則（平成18年津市規則第199号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項を削る。

第10条第1項第3号中「第8条第1項第1号から第3号まで」を「前条第1項第1号から第3号まで」に改める。

附 則

この規則は、平成18年9月1日から施行する。ただし、第10条第1項第3号の改正規定は、公布の日から施行する。

津市告示第 391 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 18 年津市条例第 209 号）
第 16 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 18 年 8 月 17 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成 18 年 8 月 17 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 229-3142

津市告示第 392 号

津市公共下水道条例（平成 18 年条例第 201 号）第 6 条第 1 項及び第 15 条第 1 項の規定により、指定工事店を次のとおり指定及び指定を取り消したので、同条例第 17 条の規定により告示する。

平成 18 年 8 月 21 日

津市長 松田直久

指定した業者

業者名	所在地	指定期間
有限会社中建工業	松阪市上川町 2278 番地 1	平成 18 年 7 月 3 日から 平成 22 年 3 月 31 日まで
幹建設	松阪市西之庄町 45 番地 2	平成 18 年 7 月 3 日から 平成 22 年 3 月 31 日まで
小林住設	松阪市久保町 1178 番地 8	平成 18 年 7 月 18 日から 平成 22 年 3 月 31 日まで
大島設備	松阪市稲木町 1164 番地	平成 18 年 7 月 18 日から 平成 22 年 3 月 31 日まで
勝野設備	津市久居北口町 884 番地 2	平成 18 年 7 月 18 日から 平成 22 年 3 月 31 日まで
尾上管工業	松阪市上川町 3113 番地 1	平成 18 年 7 月 18 日から 平成 22 年 3 月 31 日まで

指定を取り消した業者

業者名	所在地	取消年月日
松島水道有限会社	津市新立町津 55 番地	平成 18 年 7 月 4 日

津市告示第 393 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 18 年津市条例第 209 号）
第 16 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 18 年 8 月 21 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅、津駅、津新町駅及び久居駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成 18 年 8 月 21 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 229-3142

津市告示第 394 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 18 年津市条例第 209 号）
第 16 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 18 年 8 月 22 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅、津駅及び津新町駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成 18 年 8 月 22 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 229-3142

津市告示第 395 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、平成 14 年美杉村告示第 84 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

平成 18 年 8 月 23 日

津市長 松田直久

1 届出者

伊勢地区

三重県津市美杉町石名原 287 番地

代表者 日高 上

2 変更に係る事項

(1) 地縁による団体の区域

変更前	三重県一志郡美杉村伊勢地全域（三多気・杉平・石名原）とする
変更後	三重県津市美杉町伊勢地全域（三多気・杉平・石名原）とする

(2) 事務所の所在地

変更前	三重県一志郡美杉村石名原 1681 番地
変更後	三重県津市美杉町石名原 1681 番地（さくら会館）

(3) 代表者の氏名及び住所

変更前	岡野 治 三重県一志郡美杉村石名原 883 番地 2
変更後	日高 上 三重県津市美杉町石名原 287 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の事務所の所在地及び区域が、市町村合併により平成 18 年 1 月 1 日に表示変更になったため。また、平成 16 年 4 月 2 日に代表者が臨時総会において選出され、同日付けで新任されたため。

津市告示第396号

下記の者に対する以下の文書は、居所不明等のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び津市市税条例（平成18年津市条例第71号）第18条により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市財務部収税課で保管し、送達を受けべきものから交付の申し出があれば交付する。

平成18年8月23日

津市長 松田直久

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
		平成17年度第3期及び第4期並びに平成18年度第1期に係る津市固定資産税・都市計画税督促状並びに納期限変更告知書

注意 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市告示第397号

下記の者に対する以下の文書は、居所不明等のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び津市市税条例（平成18年津市条例第71号）第18条により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市財務部収税課で保管し、送達を受けるときのものから交付の申し出があれば交付する。

平成18年8月23日

津市長 松田直久

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
		平成17年度第3期及び第4期に係る津市固定資産税・都市計画税督促状並びに平成18年度に係る津市固定資産税・都市計画税納税通知書

注意 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市告示第398号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）
第16条第1項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成18年8月23日

津市長 松田直久

- 1 放置されていた場所 津駅及び久居駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成18年8月23日
- 3 保管期間 撤去日より6月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話229-3142

津市告示第399号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）
第16条第1項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成18年8月24日

津市長 松田直久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅、津駅及び久居駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成18年8月24日
- 3 保管期間 撤去日より6月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話229-3142

津市告示第400号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び同法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により次のとおり住民票を職権で消除したので、同条第4項の規定により公示する。

平成18年8月24日

津市長 松田直久

1 消除した住民票

津市芸濃町椋本4740番地1 磯部達雄（昭和39年 6月19日生）

2 消除した年月日

平成18年 8月24日

津市告示第401号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）
第16条第1項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成18年8月25日

津市長 松田直久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅及び久居駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成18年8月25日
- 3 保管期間 撤去日より6月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話229-3142

津市告示第402号

平成18年第3回津市議会定例会を次のとおり招集する。

平成18年8月28日

津市長 松 田 直 久

1 招集の日

平成18年9月4日

2 招集の場所

津市議会議場

津市告示第403号

下記の者に対する差押解除通知書は、居所不明等のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び津市市税条例（平成18年津市条例第71号）第18条により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市財務部収税課で保管し、送達を受けるときのものから交付の申し出があれば交付する。

平成18年8月28日

津市長 松田直久

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	備考

注意 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市告示第404号

下記の者に対する差押解除通知書は、居所不明等のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び津市市税条例（平成18年津市条例第71号）第18条により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市財務部収税課で保管し、送達を受けるときのものから交付の申し出があれば交付する。

平成18年8月28日

津市長 松田直久

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	備考

注意 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市告示第405号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）
第16条第1項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成18年8月28日

津市長 松田直久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅、津駅、津新町駅及び久居駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成18年8月28日
- 3 保管期間 撤去日より6月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話229-3142

津市告示第406号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）
第16条第1項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成18年8月29日

津市長 松田直久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅、津駅及び津新町駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成18年8月29日
- 3 保管期間 撤去日より6月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話229-3142

津市公告第102号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公示します。

平成18年8月18日

津市長 松田直久

- 1 抑留日 平成18年8月17日
- 2 抑留期間 平成18年8月22日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	白塚町	雑種	白	オス	小	不明	子犬

- 3 公示期間 平成18年8月18日から平成18年8月22日まで
- 4 連絡先 津市環境部環境保全課
電話 059-229-3282
津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課
電話 059-223-5192

津市公告第103号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公示します。

平成18年8月23日

津市長 松田直久

- 1 抑留日 平成18年8月21日
- 2 抑留期間 平成18年8月24日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	幸町	柴犬	茶	オス	中	不明	青の首輪

- 3 公示期間 平成18年8月23日から平成18年8月24日まで
- 4 連絡先 津市環境部環境保全課
電話 059-229-3282
津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課
電話 059-223-5192

津市公告第104号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第9条第3項の規定により、土地区画整理事業の施行地区及び設計の概要を表示する図書の送付を受けたので、同条第4項の規定により当該図書を縦覧に供する。

平成18年8月24日

津市長 松田直久

1 事業の名称

津市久居野村地区土地区画整理事業

2 施行者の名称

井上 幸信、井上 良晴、倉田 隆男、倉田 光男の4人共同施行

3 縦覧場所

津市都市計画部都市計画課

4 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

津市公告第105号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公示します。

平成18年8月28日

津市長 松田直久

- 1 抑留日 平成18年8月24日
- 2 抑留期間 平成18年8月29日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	美里町	雑種	こげ茶	オス	中	不明	

- 3 公示期間 平成18年8月28日から平成18年8月29日まで
- 4 連絡先 津市環境部環境保全課
電話 059-229-3282
津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課
電話 059-223-5192

津市公告第106号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公示します。

平成18年8月28日

津市長 松田直久

- 1 抑留日 平成18年8月26日
- 2 抑留期間 平成18年8月30日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	雲出長常町	雑種	白	不明	中	不明	黄色の首輪

- 3 公示期間 平成18年8月28日から平成18年8月30日まで
- 4 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第107号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公示します。

平成18年8月29日

津市長 松田直久

- 1 抑留日 平成18年8月25日
- 2 抑留期間 平成18年8月30日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	美杉町	雑種	黒	オス	小	3ヶ月	
2	美杉町	雑種	黒	メス	小	3ヶ月	
3	美杉町	雑種	茶	メス	小	3ヶ月	
4	美杉町	雑種	薄茶	メス	小	3ヶ月	
5	美杉町	雑種	茶	オス	小	3ヶ月	

- 3 公示期間 平成18年8月29日から平成18年8月30日まで
- 4 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第108号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公示します。

平成18年8月29日

津市長 松田直久

- 1 抑留日 平成18年8月28日
- 2 抑留期間 平成18年8月31日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	河芸町	雑種 ハスキー 一系	黒白	オス	大	不明	黒茶の 首輪

- 3 公示期間 平成18年8月29日から平成18年8月31日まで
- 4 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市教育委員会告示第10号

教育委員会を次のとおり招集する。

平成18年8月25日

津市教育委員会

委員長 佐々木 典夫

- 1 招集の日時 平成18年8月28日（月）午前10時から
- 2 招集の場所 教育委員会室
- 3 会議の事件 平成18年度津市一般会計補正予算（第2号）〈教委所管分〉について

津市選挙管理委員会告示第77号

平成18年8月23日執行の白山町土地改良区総代会総代選挙において次の者が当選人となったので土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第21条第2項の規定により告示する。

平成18年8月25日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋 達郎

氏名	住所
小西 洋	津市白山町山田野 1 4 0 3 番地
小林 茂樹	津市白山町山田野 1 7 9 1 番地
志村 久行	津市白山町山田野 6 7 7 番地 1
野田 重雄	津市白山町山田野 3 4 5 番地
岩脇 智之	津市白山町藤 2 9 1 番地
鏡 仁志	津市白山町藤 6 8 7 番地
松本 克一	津市白山町藤 6 6 5 番地 1
松本 善市	津市白山町藤 1 9 1 番地
森 一	津市白山町藤 3 1 5 番地
川原田 敏	津市白山町稲垣 2 9 6 番地
辻岡 重喜	津市白山町稲垣 3 9 5 番地 1
山岸 泰平	津市白山町稲垣 1 1 5 番地
岩城 巽	津市白山町南家城 8 3 3 番地
岩崎 溥	津市白山町南家城 1 0 7 2 番地
岩崎 芳和	津市白山町南家城 1 5 3 8 番地 1
海野 幸助	津市白山町南家城 1 0 6 8 番地
大西 恒郎	津市白山町南家城 1 1 1 1 番地
坂田 貞雄	津市白山町南家城 1 5 8 5 番地 2
西川 右	津市白山町南家城 1 4 5 9 番地 1
藤井 義秀	津市白山町南家城 1 8 9 番地 1
松浦 英一	津市白山町南家城 8 9 6 番地 2
巽 元旦	津市白山町北家城 3 4 5 番地
山本 武志	津市白山町北家城 3 1 1 番地
山本 英夫	津市白山町北家城 4 3 6 番地
鈴木 張平	津市白山町川口 1 0 1 8 番地 5
竹森 正迪	津市白山町川口 1 6 4 0 番地
辻本 篤矢	津市白山町川口 3 4 2 5 番地 1
中谷 秀也	津市白山町川口 8 3 2 番地
二宮 昭信	津市白山町川口 3 2 1 9 番地 1
藤岡 正志	津市白山町川口 3 2 3 0 番地

津市選挙管理委員会告示第78号

平成18年8月23日執行の白山町土地改良区総代会総代選挙において次の者に当選証書を付与したので土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第22条第2項の規定により告示する。

平成18年8月25日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋達郎

氏名	住所
小西 洋	津市白山町山田野 1 4 0 3 番地
小林 茂樹	津市白山町山田野 1 7 9 1 番地
志村 久行	津市白山町山田野 6 7 7 番地 1
野田 重雄	津市白山町山田野 3 4 5 番地
岩脇 智之	津市白山町藤 2 9 1 番地
鏡 仁志	津市白山町藤 6 8 7 番地
松本 克一	津市白山町藤 6 6 5 番地 1
松本 善市	津市白山町藤 1 9 1 番地
森 一	津市白山町藤 3 1 5 番地
川原田 敏	津市白山町稲垣 2 9 6 番地
辻岡 重喜	津市白山町稲垣 3 9 5 番地 1
山岸 泰平	津市白山町稲垣 1 1 5 番地
岩城 巽	津市白山町南家城 8 3 3 番地
岩崎 溥	津市白山町南家城 1 0 7 2 番地
岩崎 芳和	津市白山町南家城 1 5 3 8 番地 1
海野 幸助	津市白山町南家城 1 0 6 8 番地
大西 恒郎	津市白山町南家城 1 1 1 1 番地
坂田 貞雄	津市白山町南家城 1 5 8 5 番地 2
西川 右	津市白山町南家城 1 4 5 9 番地 1
藤井 義秀	津市白山町南家城 1 8 9 番地 1
松浦 英一	津市白山町南家城 8 9 6 番地 2
巽 元旦	津市白山町北家城 3 4 5 番地
山本 武志	津市白山町北家城 3 1 1 番地
山本 英夫	津市白山町北家城 4 3 6 番地
鈴木 張平	津市白山町川口 1 0 1 8 番地 5
竹森 正迪	津市白山町川口 1 6 4 0 番地
辻本 篤矢	津市白山町川口 3 4 2 5 番地 1
中谷 秀也	津市白山町川口 8 3 2 番地
二宮 昭信	津市白山町川口 3 2 1 9 番地 1
藤岡 正志	津市白山町川口 3 2 3 0 番地

津市水道局告示第7号

津市水道局指定給水装置工事事業者に次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置事業者規程（平成18年津市水道事業管理規程第14号）第10条第1号の規定により告示する。

平成18年8月18日

津市水道事業管理者 平井秀次

名 称	所 在 地	指定年月日
幹建設	松阪市西之庄町45番地2	平成18年6月16日
小林住設	松阪市久保町1178番地8	平成18年6月23日
有限会社西尾管設備	伊勢市小俣町明野576番地3	平成18年6月29日
有限会社鈴木設備	津市八幡町津187番地	平成18年7月6日
尾上管工業	松阪市上川町3113番地1	平成18年7月6日
株式会社前田組	津市美杉町下多気826番地	平成18年7月6日
有限会社ピークル	津市美杉町竹原313番地1	平成18年7月10日
株式会社那珂技建工業	津市久居元町2361番地2	平成18年7月14日
有限会社小川設備	鈴鹿市下大久保町2566番地	平成18年8月4日
株式会社正木組	津市美杉町887番地	平成18年8月4日
向川建設株式会社	津市美杉町竹原399番地	平成18年8月4日
永田建設株式会社	津市一志町高野1398番地6	平成18年8月4日

津市水道局告示第8号

津市水道局指定給水装置工事事業者から次のとおり給水装置工事の事業の廃止の届出を受けたので、津市水道局指定給水装置事業者規程（平成18年津市水道事業管理規程第14号）第10条第2号の規定により告示する。

平成18年8月18日

津市水道事業管理者 平井秀次

名 称	所 在 地	廃止年月日
松島水道有限会社	津市新立町55番地	平成18年7月14日

津市水道局告示第9号

津市水道局指定給水装置工事事業者から次のとおり給水装置工事の事業の休止の届出を受けたので、津市水道局指定給水装置事業者規程（平成18年津市水道事業管理規程第14号）第10条第2号の規定により告示する。

平成18年8月18日

津市水道事業管理者 平井秀次

名 称	所 在 地	休止年月日
株式会社若葉晃建	津市河芸町三行136番地	平成18年6月29日